

学校いじめ防止基本方針

大阪府立泉南支援学校

法令改定 平成 29 年 3 月 16 日

【第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方】

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめを煽ったり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を個別の発達段階に応じて育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「まなび愛 みとめ愛 たかめ愛」を校訓としており、子どもたち一人ひとりが、お互いに学びあい、みとめあい、みんなでたかめあっているながら、命を愛おしみ、人との関わりの中での愛を大切に、社会に自立していくことを願って日々教育に務めている。そうした中で、人権教育を指導するにあたり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法に定められた「いじめの定義」に該当するため、いじめ対策委員会へ情報を上げ、いじめの認定を行う必要がある。

※ 平成17年度までは、いじめの定義に「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、現在、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの定義の変遷

昭和 61 年度～平成 5 年度

「いじめ」とは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。



平成 6 年度～平成 17 年度

「いじめ」とは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。



平成 18 年度～平成 24 年度

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。とする。



平成 25 年度～平成 28 年度

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成 29 年度～現在

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導

によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法に定められた「いじめの定義」に該当するため、いじめ対策委員会へ情報を上げ、いじめの認定を行う必要がある。

※ いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条（定義）参照

4 いじめ防止のための組織

（１）名称

「いじめ対策検討委員会」

（２）構成員

常会…校長、教頭、首席、各学部主事、各学年主任、生活指導部長、教務部長、
進路職業指導部長、養護教諭

事象があれば…校長、教頭、首席、各学部主事、各学年主任、生活指導部長、
教務部長、進路職業指導部長、養護教諭、該当学級の担任

（３）役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の見直し及び改定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策検討委員会は、６月と７月末、１２月末、３月末の年間計４回、検討会議を開催し、年間計画の取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの実態把握の検証、いじめ等アンケートの結果の見極め、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しや改定などを行う。

大阪府立泉南支援学校 いじめ防止年間計画 小学部				
	1、2、3年	4、5年	6年	学校全体
4月	新しいクラスに慣れる (HR)	新しいクラスの友だちの 名前を知る (HR)	新しいクラスの友だちを 意識しながら過ごすこと ができる (HR)	第1回いじめ対策検討委 員会 (年間計画の確認)
5月	家庭訪問 集団での活動に慣れる (創造生活等)	家庭訪問 新しいクラスの友だちと 一緒に活動する	家庭訪問 クラスでの係仕事を通し て、友だちを認め合う (HR)	
6月	遠足 運動会	遠足 運動会 行事を通して、クラスや 学年の友だちと協力する 経験を積む (宿泊学習・5年)	運動会 遠足	
7月	HR 人権教育 行事を通して、集団活動 に親しむ (夏祭り)	HR 人権教育 行事を通して、クラスや グループなど、様々な集 団で活動する (夏祭り)	HR 人権教育 行事を通して、仲間意識 を持ち、クラスや学年の 友だちと協力する経験を 積む (夏祭り)	いじめ等アンケート実施 第2回いじめ対策検討委 員会 (状況報告、アンケー ト結果)
8月	HR 人権教育	HR 人権教育	HR 人権教育	教職員対象の人権研修 (公開講演会)
9月	遠足	クラスやグループなど、 様々な集団で活動する (遠足4年)	行事を通して、仲間意識 を持ち、クラスや学年の 友だちと協力する経験を 積む (修学旅行)	
10月	クラスや学年の友だちと 活動することを楽しむ (創造生活)			いじめ等アンケート実施
11月	人権週間	人権週間	人権週間	
12月	学習発表会 保護者懇談会	学習発表会 保護者懇談会	学習発表会 保護者懇談会	第3回いじめ対策検討委 員会 (状況報告、アンケー ト結果)
1月	個を認め合う (作品展) クラスや学年の友だちと 一緒に活動する (マラソ ン大会)	個を認め合う (作品展) クラスや学年の友だちと 一緒に仲良く活動する (マラソン大会) (創造生活等)	個を認め合う (作品展) クラスや学年の友だちと 共に活動する中で、お互 いを認め合う (マラソン 大会)	
2月	マナー学習 校外学習	マナー学習 校外学習 卒業式練習、卒業式 (5 年)	校外学習 卒業式練習 卒業式	いじめ等アンケート実施 第4回いじめ対策検討委 員会 (年間の取組みの検 証、アンケート結果)
3月	修了式	修了式		

大阪府立泉南支援学校 いじめ防止年間計画 中学部				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	第 1 回いじめ対策検討委員会（年間計画の確認）
5 月	家庭訪問 交通安全講習	家庭訪問 交通安全講習	家庭訪問 交通安全講習	
6 月	運動会 社会見学 （ルール・マナー学習、ICT モラル学習、協力・協調性の育成、人権教育） 安全集会	運動会 社会見学 （ルール・マナー学習、ICT モラル学習、協力・協調性の育成、人権教育） 安全集会	運動会 社会見学 （ルール・マナー学習、ICT モラル学習、協力・協調性の育成、人権教育） 安全集会	
7 月	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	いじめ等アンケート実施
8 月	HR 人権教育	HR 人権教育	HR 人権教育	第 2 回いじめ対策検討委員会（状況報告、アンケート結果）
9 月	地域体験学習	地域体験学習	地域体験学習	教職員対象の人権研修 （公開講演会）
10 月	遠足	宿泊学習（集団行動、公共マナー）	修学旅行（集団行動、公共マナー）	
11 月	人権週間	人権週間	人権週間	
12 月	学習発表会	学習発表会	学習発表会	いじめ等アンケート実施
1 月	作品展 マラソン大会	作品展 マラソン大会	作品展 マラソン大会	第 3 回いじめ対策検討委員会（状況報告、アンケート結果）
2 月				
3 月	修了式	修了式	卒業式	
				第 4 回いじめ対策検討委員会（年間の取組みの検証、アンケート結果）

大阪府立泉南支援学校 いじめ防止年間計画 高等部				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 進路懇談会 (生徒の情報共有)	第 1 回いじめ対策検討委員会 (年間計画の確認)
5 月	家庭訪問 (生徒の情報共有)	家庭訪問 (生徒の情報共有)	(コミュニケーション能力の育成)	
6 月	運動会	運動会	運動会	
	校内実習 (ルール・マナー学習)	現場実習 (社会性の育成)	現場実習 (社会性の育成)	いじめ等アンケート実施 第 2 回いじめ対策検討委員会 (状況報告、アンケート結果)
7 月	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	HR 人権教育 期末懇談会 夏祭り	
8 月	HR 人権教育	HR 人権教育	HR 人権教育	
9 月		宿泊学習 (コミュニケーション能力の育成)	現場実習 (社会性の育成)	教職員対象の人権研修 (公開講演会)
	現場実習 (社会性の育成)	現場実習 (社会性の育成)		
10 月		現場実習 (社会性の育成)		
11 月	人権週間	人権週間 校外学習	人権週間 修学旅行	いじめ等アンケート実施 第 3 回いじめ対策委員会 (状況報告、アンケート結果)
12 月	学習発表会	学習発表会 校外学習	学習発表会	
1 月	作品展 マラソン大会	作品展 マラソン大会	作品展 マラソン大会	
2 月				いじめ等アンケート実施
3 月	修了式	修了式	卒業式	第 4 回いじめ対策委員会 (年間の取組みの検証、アンケート結果)

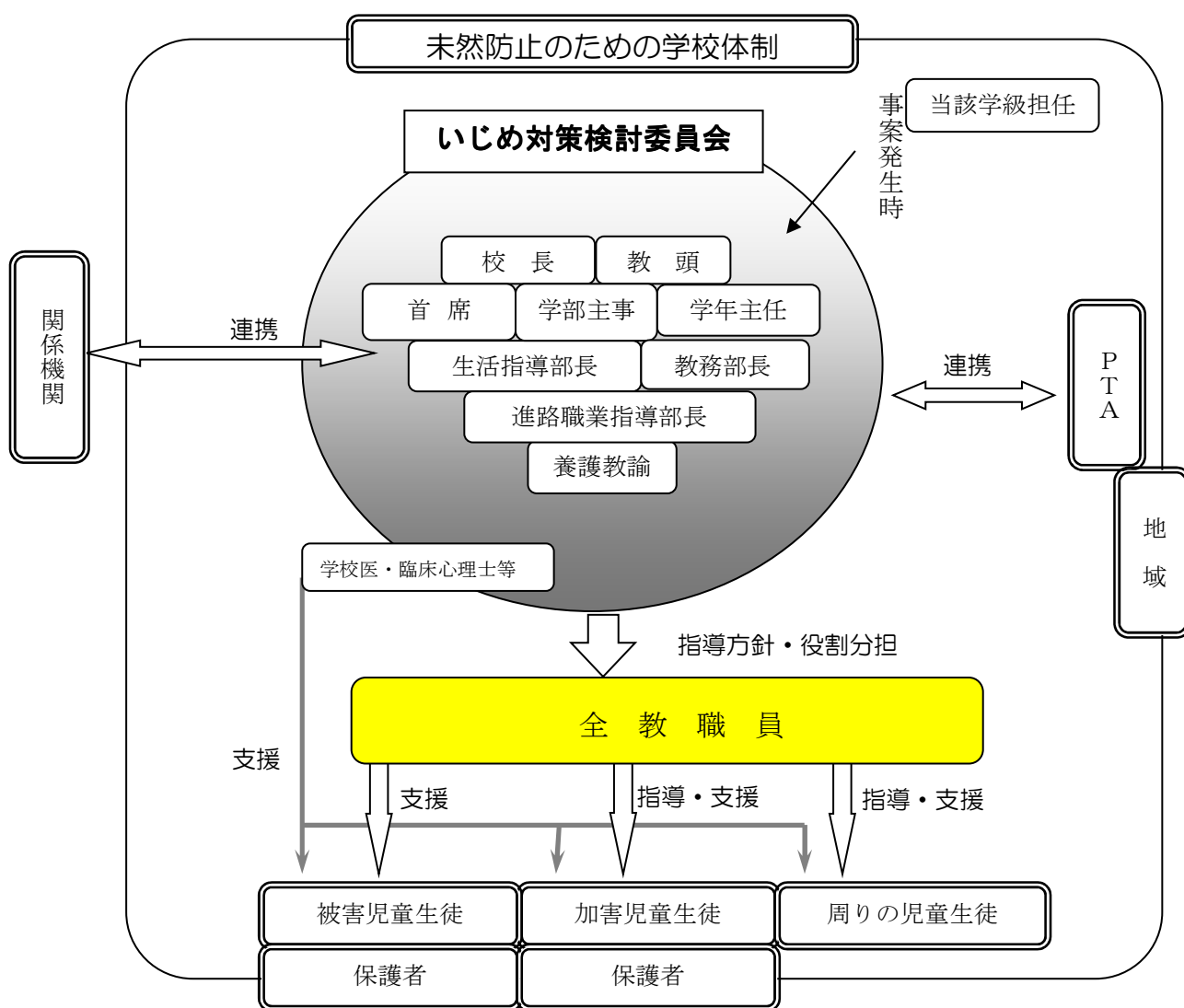
※自力通学生を対象にした集会を月 1 回程度実施する。人権教育を中心に行う。

【第2章 いじめの未然防止】

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、HR、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、児童生徒の個別の発達段階に応じて総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 過去の事例をもとにいじめの実態を把握し、児童生徒の行動や言動から教職員がいじめの可能性を示唆できるようにする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、教職員は、集団や小集団での活動時間を意図的に組み込んだ学習を展開することで、児童生徒間での仲間意識の芽生えや、調和のとれた倫理観の発達ができるように促す。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、自分と他者との違いについて理解させ、個性を認め合わせることで個人の尊厳を把握できるように促す。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、児童生徒一人ひとりに役割を与え、責任を果たさせることで、自分の尊厳を実感できるように促す。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、必要に応じて過去の事例をもとに児童生徒に伝え、問題点を考えさせる。ただし、事例を出すことでいじめ意識を助長させないように、教材の取り扱いについては細心の注意を払う。
- (6) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等、児童生徒が自らいじめの防止に資する活動に取り組むよう指導する。

【第3章 早期発見】

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、小さな変化を見逃さない、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、HR 担任が中心となり児童生徒の行動や言動を見守るようにする。
- (2) 児童生徒を見守るため、年度当初に保護者に対して学校と家庭との連携を呼びかけ、一体となって児童生徒の様子を見守ることができるようにする。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として各学部主事を相談窓口担当教諭として設置する。
- (4) 生活指導部だよりにおいて、相談体制を広く周知する。また、分掌会議により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、厳重に注意する。また、外部機関への連携においても、個人情報の漏えい防止を徹底する。
- (6) 聞き取りシートを活用し、些細なできごとであっても、児童生徒が心身の苦痛を感じているものであれば、いじめ対策検討委員会の構成メンバーで情報の共有を行う。

【第4章 いじめに対する考え方】

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為

には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに部主事や学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策検討委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の個別指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策検討委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聞き取りを行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聞き取った後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力

を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていく

ことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策検討委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、日々の学習活動に情報教育を取り入れ、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめに対する措置

- (1) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策検討委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- (2) いじめ対策検討委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すこと。
- (3) いじめが「解消している」状態とは少なくとも2つの要件が満たされていることが必要である。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【第5章 その他】

知的障がいのある児童生徒が通う学校なので、より計画的かつ継続的にいじめの防止・実態の調査をおこなう。